

12月4日から10日は「人権週間」です

知っていますか？

人権擁護委員

人権擁護委員の役割

人権は、日本国憲法によって私たちすべての国民に保障されており、何人も侵害することができない、幸せに生きていくための権利です。

また、人権侵害の根絶は世界共通の課題となっています。

人権擁護委員の仕事は

▼常設・特設の相談所等で人権相談に応じること

▼市民一人ひとりの人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行うこと

▼人権侵害による被害者を救済することです。

養父市の人権擁護委員も、人権相談所の開設、街頭での普及啓発活動、地域での人権教室開催などに積極的に取り組んでいます。

人権相談所は、毎月第3金曜日に旧町ごとに開設していますが、人権擁護委員に直接お問い合わせいただいても構いません。まずはご相談ください。



田淵喜久子さん
(丹戸)
☎ 667-7045



高岡けい子さん
(八鹿町八鹿)
☎ 662-4831



鎌田英子さん
(大屋町夏梅)
☎ 669-0271



岩本利幸さん
(大塚)
☎ 665-0604



圓山慶子さん
(小城)
☎ 664-1331



松田茂男さん
(大屋町加保)
☎ 669-0281



西村 勝さん
(八鹿町浅間)
☎ 662-4572



長島 求さん
(八鹿町九鹿)
☎ 662-3692



津崎建司さん
(関宮)
☎ 667-2946

「人権」一口メモ

特設・定例人権相談については、19ページのくらしのカレンダーをご覧ください。

★第63回人権週間

国際連合は、昭和23年(1948年)12月10日の第3回総会において、すべての人民と国民が達成すべき基本的人権についての宣言である「世界人権宣言」を採択しました。

そして、12月10日が「人権デー」と定められたことにより、法務省と全国人権擁護委員連合会では同日を最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及のための啓発活動を行っています。

また、同年には人権擁護委員令が公布され、この制度を恒久的なものとするため昭和24年5月31日に「人権擁護委員法」が制定されました。

★12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めることを目的として、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

この問題を早期に解決するためには、私たち一人ひとりが意識し、国際社会と連携することが重要です。

★12月1日は「世界エイズデー」

世界規模でのエイズ蔓延防止とエイズ患者やHIV感染者に対する差別、偏見の解消を目的として、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定めています。感染を予防し、正しい知識と理解のもと差別、偏見をなくしていきましょう。

【エイズ検査(無料・匿名・即日検査)のお問い合わせ】朝来健康福祉事務所 ☎ 672-0555 豊岡健康福祉事務所 ☎ 0796-26-3660